

幌延町税等収納対策推進本部より

町税、公営住宅料、保育料、水道料、下水道料、介護保険料の

納め忘れはありませんか？

●納め忘れの方は担当係へご相談下さい。

7月は町税（道町民税・固定資産税・国民健康保険税）の第2期分の納期です。納期限8月2日（月）までに忘れずに納めましょう。

一口メモ 平成16年度税制改正における個人住民税の主な改正内容

個人住民税均等割の見直し

1 市町村民税均等割の人口段階別の税率区分の廃止

（平成16年度分）

市町村の人口に応じて、3段階に区分（年額2千円、2千5百円、3千円）されていた個人市町村民税均等割の標準税率が、年額3千円に統一されます。

2 生計同一の妻に対する非課税措置の段階的廃止

（平成17年度分）

個人住民税均等割の納税義務を負う夫と生計を同一にする妻で、夫と同じ市町村内に住所を有する方に対する非課税措置が段階的に廃止されます。

平成17年度分 均等割の税率を1/2に軽減

平成18年度分 非課税措置の廃止

年金税制の見直し（平成18年度分）

1 公的年金等控除のうち、年齢65歳以上の方に対して上乗せされている措置が廃止になります。

2 老年者控除が廃止になります。

3 老年者特別加算として年齢65歳以上の方の公的年金等控除の最低保障額を50万円加算し、120万円とする特例措置が撤廃されます。

土地、建物等の譲渡所得に係る税率の引下げ等

（平成16年1月1日以降に行う譲渡）

・土地等の長期譲渡所得に係る100万円特別控除が廃止になります。

・長期譲渡所得 5%（道税1・6%、町税3・4%）

・短期譲渡所得 9%（道税3%、町税6%）

非上場株式の譲渡所得に係る税率の引下げ

（平成16年1月1日以後に行う譲渡）

・改正前 6%（道税2%、町税4%）

・改正後 5%（道税1・6%、町税3・4%）